

○国土交通省令第八十号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、並びに関係法律及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月三十日

国土交通大臣 石井 啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

目次

第一章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等(第一条―第十一条)

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置(第十二条―第十五条)

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等(第十六条―第二十一条)

第四節 住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置(第二十二条)

第二章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第二十三条―第二十九条)

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第三十条―第三十三条)

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第三十四条―第六十四条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第六十五条―第八十条)

第五章 雑則(第八十一条―第八十二条)

附則

第一章 建築主が講ずべき措置

第一節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「法」という。)第十二条第一項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式

それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書(当該建築物エネルギー消費性能確保計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えたもの(正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)とする。

図書の種類	明示すべき事項
(い) 設計内容説明書	建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備(以下この表において「エネルギー消費性能確保設備」という。)の位置

改正前

目次

第一章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等(第一条―第六条)

第二章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等(第七条―第十条)

第三章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(第十一条―第二十九条)

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関(第三十条―第三十二条)

附則

〔章を加える。〕

〔節を加える。〕

〔条を加える。〕

<p>4 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。次条において「令」</p>	<p>3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の計画書に添えることを要しない。</p>	<p>2 前項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を同項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。</p>	<p>(は)</p>	機器表		制御図	
				<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備</p>	<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備</p>	<p>空気調和設備等以外の機械換気設備</p>	<p>空気調和設備</p>
<p>給湯設備</p>		<p>照明設備</p>	<p>空気調和設備以外の機械換気設備</p>	<p>照明設備</p>	<p>給湯設備</p>	<p>空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法</p>	<p>位置</p>
<p>給湯器具の種類、位置及び数</p>		<p>照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>給湯設備の制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>縮尺</p>	<p>位置</p>
<p>太陽熱を給湯に利用するための設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>		<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>給湯設備の制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>縮尺</p>	<p>位置</p>
<p>節湯器具の種類、位置及び数</p>		<p>照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>給湯設備の制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>縮尺</p>	<p>位置</p>
<p>空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>		<p>照明設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>給湯設備の制御方法</p>	<p>空気調和設備の種類、位置、仕様、数及び制御方法</p>	<p>縮尺</p>	<p>位置</p>

という。)第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。)を提出する場合には、第一項に規定する書類のほか、別記様式第一による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

(変更の場合の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類の様式)

第二条 法第十二条第二項(法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により提出する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類は、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書を添えたもの及び当該計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)とする。ただし、当該直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して提出を行う場合においては、別記様式第二による計画書の正本及び副本に、それぞれ前条第一項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)を添えたものとする。

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分の規模が令第五条第一項に定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が同条第二項に定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。)を提出する場合には、前項に規定する書類のほか、別記様式第二による計画書の正本の写し及びその添付図書の写しを提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更)

第三条 法第十二条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかに変更にする。

(所管行政庁が交付する適合判定通知書等の様式等)

第四条 法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものに第一項又は第二項第一項の計画書の副本及びその添付図書(非住宅部分に限る。)を添えて行うものとする。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。次号及び次条第一項において同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合
別記様式第三による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合
別記様式第四による通知書

2 法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第五により行うものとする。

3 法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第六により行うものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合判定通知書等の様式等)

第五条 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第三項の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるものに、第一項又は第二項第一項の計画書の副本及びその添付図書(非住宅部分に限る。)を添えて行わなければならない。

一 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された場合
別記様式第七による適合判定通知書

二 建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定された場合
別記様式第八による通知書

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

2 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第四項の規定による同条第三項の期間を延長する旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書の交付は、別記様式第九により行うものとする。

3 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第五項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記様式第十により行うものとする。

4 前三項に規定する図書及び書類の交付については、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の交付によることができる。

（適合判定通知書又はその写しの提出）

第六条 法第十二条第六項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出は、当該適合判定通知書又はその写しに第一条第一項若しくは第二条第一項の計画書の副本又はその写しを添えて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める書類の提出をもって法第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写しを提出したものとみなす。

一 法第二十五条第一項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第十八条の認定書の写し

二 法第三十条第八項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 第二十五条第二項（第二十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書又はその写し及び第二十三条第一項若しくは第二十七条の申請書の副本又はその写し

三 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第九項又は同法第五十四条第八項の規定により、適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、法第十二条第六項の規定を適用する場合 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第五条第二項（同規則第八条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第三条若しくは同規則第七条の申請書の副本若しくはその写し又は同規則第四十三条第二項（同規則第四十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の通知書若しくはその写し及び同規則第四十一条第一項若しくは同規則第四十五条の申請書の副本若しくはその写し

（国等に対する建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する手続の特例）

第七条 第一条及び第二条の規定は、法第十三条第二項及び第三項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知について準用する。この場合において、第一条中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第十一」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、第二条中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第十二」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

2 第三条の規定は、法第十三条第三項（法第十五条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。

3 第四条の規定は、法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第四条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第十三」と、同項第二号中「別記様式第四」とあるのは「別記様式第十四」と、同条第二項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第十五」と、同条第三項中「別記様式第六」とあるのは「別記様式第十六」と読み替えるものとする。

4 第五条の規定は、法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第四項から第六項までの規定による通知書の交付について準用する。この場合において、第五条第一項中「第一条第一項又は第二条第一項」とあるのは「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項又は第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と、同項第一号中「別記様式第七」とあるのは「別記様式第十七」と、同項第二号中「別記様式第八」とあるのは「別記様式第十七」と、同条第二項中「別記様式第九」とあるのは「別記様式第十八」と、同条第三項中「別記様式第十」とあるのは「別記様式第二十」と読み替えるものとする。

5 前条の規定は、法第十三条第七項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出について準用する。この場合において、前条中「第一条第一項若しくは第二条第一項」とあるのは、「第七条第一項において読み替えて準用する第一条第一項若しくは第二条第一項」と、「計画書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

（委任の公示）

第八条 法第十五条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁（次条において「委任所管行政庁」という。）は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務（以下「判定の業務」という。）及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任の解除）

第九条 委任所管行政庁は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせなさいこととするときは、委任の解除の日の六月前までに、その旨及び解除の日付を公示しなければならない。

（立入検査の証明書）

第十条 法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第二十一によるものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付）

第十一条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第三条（第七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めることができる。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第二節 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関するその他の措置
(建築物の建築に関する届出)

第十二条 法第十九条第一項前段の規定により届出をしようとする者は、別記様式第二十二による届出書の正本及び副本に、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の確保のための措置の内容を表示した各階平面図、断面図、機器表(昇降機にあっては、仕様書)及び系統図その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。

2 法第十九条第一項後段の規定による変更の届出をしようとする者は、別記様式第二十三による届出書の正本及び副本に、それぞれ前項に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、同項に規定する図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の届出書に添えることを要しない。

(建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更)

第十三条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかに変更にする。

(建築物の建築に関する届出等に係る国等に対する特例)

第十四条 第十二条の規定は、法第二十条第二項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」は「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第二項中「変更の届出をしようとする者」は「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、法第二十条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。
(立入検査の証明書)

第十五条 法第二十一条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第二十六によるものとする。

第三節 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定等
(特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請)

第十六条 法第二十三条第一項の申請をしようとする者は、別記様式第二十七による申請書に第二十条第一項の評価書(以下単に「評価書」という。)を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(申請書の記載事項)

第十七条 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一 法第二十三条第一項の申請をしようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二 特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地
三 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要

(認定書の交付等)

第十八条 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしたときは、別記様式第二十八による認定書を申請者に交付しなければならない。

2 国土交通大臣は、法第二十三条第一項の認定をしないときは、別記様式第二十九による通知書を申請者に交付しなければならない。

[節を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[節を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

〔評価の申請〕

第十九条 法第二十四条第一項の評価（以下単に「評価」という。）の申請をしようとする者は、別記様式第三十による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出しなければならない。

一 特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類

二 前号に掲げるもののほか、平面図、立面図、断面図及び実験の結果その他の評価を実施するために必要な事項を記載した図書

〔評価書の交付等〕

第二十条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、別記様式第三十一による評価書を申請者に交付しなければならない。

2 評価書の交付を受けた者は、評価書を滅失し、汚損し、又は破損したときは、評価書の再交付を申請することができる。

3 第一項に規定する評価書の交付については、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と交付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

〔特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料〕

第二十一条 法第二十六条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、現金をもってすることができ。

一 印紙をもって納め難い事由があるとき。

二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十三条第一項の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2 法第二十六条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき二万円とする。

〔第四節〕

住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅に係る措置

第二十二条 法第二十八条第五項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第三十二によるものとする。

〔第二章〕

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第二十三条 法第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十三による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書（法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあっては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。）を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

〔表略〕

2・3 〔略〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔節を加える。〕
〔条を加える。〕

〔第一章〕

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の（イ）項及び（ロ）項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の（ろ）項に掲げる図書に代えて同表の（は）項に掲げる図書を提出しなければならない。

〔同上〕

2・3 〔同上〕

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二十四条 [略]

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第二十五条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第三十四による通知書に第二十三条第一項の申請書の副本(法第三十条第五項の場合にあつては、第二十三条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第二十六条 [略]

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請)

第二十七条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十五による申請書の正本及び副本に、それぞれ第二十三条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第二十八条 第二十五条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第三十四」とあるのは「別記様式第三十六」と、法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第二十九条 法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第二十六条の軽微な変更に応当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

第三章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第三十条 法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三十七による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書を提出しなければならない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の記載事項)

第二条 [同上]

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の通知)

第三条 所管行政庁は、法第三十条第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨(同条第五項の場合においては、同条第四項において準用する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた旨を含む。)を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知は、別記様式第二による通知書に第一条第一項の申請書の副本(法第三十条第五項の場合にあつては、第一条第一項の申請書の副本及び前項の確認済証に添えられた建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三の申請書の副本)及びその添付図書を添えて行うものとする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更)

第四条 [同上]

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請)

第五条 法第三十一条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第三による申請書の正本及び副本に、それぞれ第一条第一項に規定する図書のうち変更に係るものを添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、同項の表中「法第三十条第一項第一号」とあるのは、「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第一項第一号」とする。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の通知)

第六条 第三条の規定は、法第三十一条第一項の変更の認定について準用する。この場合において、第三条第一項中「同条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と、「同条第四項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第四項」と、同条第二項中「別記様式第二」とあるのは「別記様式第四」と、法第三十条第五項」とあるのは「法第三十一条第二項において準用する法第三十条第五項」と読み替えるものとする。

[条を加える。]

第二章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請)

第七条 法第三十六条第一項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ申請に係る建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであることを説明した図書(次項において「説明書」という。)、第一条第一項の表の(イ)項及び(ロ)項に掲げる図書(設計内容説明書を除く)その他所管行政庁が必要と認める図書を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該建築物に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ロ)項に掲げる図書に代えて同表の(ハ)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2 第一条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、同項の規定にかかわらず、当該事項を当該各項に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該各項に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該各項に掲げる図書を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、第一条第一項の表に掲げる図書のうち所管行政庁が不要と認めるものを第一項の申請書に添えることを要しない。
(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第三十一条 [略]

2 前項の通知は、別記様式第三十八による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。
(表示等)

第三十二条 [略]

2 法第三十六条第三項の表示は、別記様式第三十九により行うものとする。
(立入検査の証明書)

第三十三条 法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第四十によるものとする。

第四章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第三十四条 法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第四十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一〇三 [略]

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。)の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十一条第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。)の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である場合にあつては、その旨を含む。第六十五条第四号において同じ。))を記載した書類

五 [略]

六 組織及び運営に関する事項(判定の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者(同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。第六十五条第七号において同じ。)に該当しない旨の市町村の長の証明書

2 前項に規定する説明書及び第一条第一項の表の各項に掲げる図書(設計内容説明書を除く。)(以下この項及び次項において「説明書等」という。)に明示すべき事項を前項に規定する図書のうち他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該事項を当該説明書等に明示することを要しない。この場合において、当該説明書等に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該説明書等を同項の申請書に添えることを要しない。

3 第一項に規定する所管行政庁が必要と認める図書を添付する場合には、同項の規定にかかわらず、説明書等のうち所管行政庁が不要と認めるものを同項の申請書に添えることを要しない。
(建築物のエネルギー消費性能に係る認定の通知)

第八条 [同上]

2 前項の通知は、別記様式第六による通知書に前条第一項の申請書の副本及びその添付図書を添えて行うものとする。
(表示等)

第九条 [同上]

2 法第三十六条第三項の表示は、別記様式第七により行うものとする。
(立入検査の証明書)

第十条 法第三十八条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第八によるものとする。

第三章 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等

第一節 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の申請)

第十一条 法第三十九条に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第九による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。)については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一〇三 [同上]

四 申請者(法人にあつては、その役員(持分会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員。以下同じ。)の氏名及び略歴(申請者が建築物関連事業者(法第四十一条第二号に規定する建築物関連事業者をいう。以下この号において同じ。)の役員又は職員(過去二年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である場合にあつては、その旨を含む。第三十条第四号において同じ。))を記載した書類

五 [同上]

六 組織及び運営に関する事項(建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務(以下「判定の業務」という。))以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

七 申請者が法第四十条第一号及び第二号に掲げる者(同条第一号に規定する者にあつては、民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第一項及び第二項の規定により成年被後見人及び被保佐人とみなされる者を含む、成年被後見人及び被保佐人を除く。第三十条第七号において同じ。)に該当しない旨の市町村の長の証明書

八・九 「略」

十 別記様式第四十二による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十一 「略」

十二 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が第四十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十三 「略」

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項)

第三十五条 法第四十一条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が法人である場合は、役員の名

二 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が判定の業務を行う区域

(公示事項)

第三十六条 法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る事項の変更の届出)

第三十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十二条第二項の規定により法第四十一条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第四十三による届出書に第三十四条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る登録の更新)

第三十八条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第四十四による申請書に第三十四条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第三十五条の規定は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第三十九条 法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第四十五による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者にあつては、別記様式第四十六による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面

二 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第四十七による事業相続同意証明書及び戸籍謄本

三 法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第四十八による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第四十四条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

八・九 「同上」

十 別記様式第十による判定の業務の計画棟数を記載した書類

十一 「同上」

十二 適合性判定員となるべき者の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該者が次条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類

十三 「同上」

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

五 法第四十四条第一項の規定により分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第四十九による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

(適合性判定員の要件)

第四十条 法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第四十三条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という。)を修了した者

イ 一 [略]

二 [略]

(適合性判定員講習の登録の申請)

第四十一条 [略]

2 [略]

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ [略]

ロ 申請者の略歴(申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員(過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第四十三条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。)である場合にあつては、その旨を含む。)を記載した書類

二 [略]

三 講師が第四十三条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類四〇七 [略]

(欠格事項)

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第四十条第一号の登録を受けることができない。

一 [略]

二 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 [略]

(登録の要件等)

第四十三条 国土交通大臣は、第四十一条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第四十五条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 [略]

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第四十一条第一項の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ・ハ [略]

(適合性判定員の要件)

第十二条 法第四十五条の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者であり、かつ、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を習得させるための講習であつて、次条から第十五条までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録適合性判定員講習」という。)を修了した者

イ 一 [同上]

二 [同上]

(適合性判定員講習の登録の申請)

第十三条 [同上]

2 [同上]

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ [同上]

ロ 申請者の略歴(申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員(過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であつた者を含む。次号ニ並びに第十五条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。)である場合にあつては、その旨を含む。)を記載した書類

二 [同上]

三 講師が第十五条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類四〇七 [同上]

(欠格事項)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十二条第一号の登録を受けることができない。

一 [同上]

二 第二十四条の規定により第十二条第一号の登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者

三 [同上]

(登録の要件等)

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十七条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。

二 [同上]

三 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 第十三条第一項の規定により登録を申請した者(以下この号において「登録申請者」という。)が株式会社である場合にあつては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人(会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ・ハ [同上]

2 第四十条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 四 [略]

(登録の更新)

第四十四条 第四十条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第四十五条 講習実施機関は、公正に、かつ、第四十三条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第四十条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 五九 [略]

十 修了審査に合格した者に対し、別記様式第五十による修了証明書(第四十七条第八号及び第五十三条第一項第五号において単に「修了証明書」という。)を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第四十六条 講習実施機関は、第四十三条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第四十七条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 五九 [略]

十 財務諸表等(法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第五十三条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 五十四 [略]

(講習事務の休廃止)

第四十八条 [略]

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第四十九条 [略]

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 五三 [略]

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 講習実施機関の使用に係る電子計算機と当該請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使

2 第十二条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 四 [同上]

(登録の更新)

第十六条 第十二条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(講習事務の実施に係る義務)

第十七条 講習実施機関は、公正に、かつ、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。

一 第十二条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。

二 五九 [同上]

十 修了審査に合格した者に対し、別記様式第十一による修了証明書(第十九条第八号及び第二十五条第一項第五号において単に「修了証明書」という。)を交付すること。

(登録事項の変更の届出)

第十八条 講習実施機関は、第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(講習事務規程)

第十九条 講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 五九 [同上]

十 財務諸表等(法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。)の備付け及び財務諸表等に係る第二十一条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一 第二十五条第一項の帳簿その他の講習事務に関する書類の管理に関する事項

十二 五十四 [同上]

(講習事務の休廃止)

第二十条 [同上]

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十一条 [同上]

2 登録適合性判定員講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 五三 [同上]

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて、次に掲げるもののうち講習実施機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

イ 講習実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線

用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

□ 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3 [略]

(適合命令)

第五十条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第五十一条 国土交通大臣は、講習実施機関が第四十五条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第四十条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第四十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第四十六条から第四十八条まで、第四十九条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第四十九条第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 [略]
- 五 第五十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正な手段により第四十条第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け等)

第五十三条 [略]

(報告の徴収)

第五十四条 [略]

(公示)

第五十五条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第四十条第一号の登録をしたとき。
- 二 第四十六条の規定による届出があつたとき。
- 三 第四十八条の規定による届出があつたとき。
- 四 第五十二条の規定により第四十条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第五十六条 [略]

(判定業務規程)

第五十七条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第五十一による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

□ 磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

3 [同上]

(適合命令)

第二十二條 国土交通大臣は、講習実施機関が第十五条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その講習実施機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十三条 国土交通大臣は、講習実施機関が第十七条の規定に違反していると認めるときは、その講習実施機関に対し、同条の規定による講習事務を行うべきこと又は講習事務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、講習実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該講習実施機関に係る第十二条第一号の登録を取り消し、又は期間を定めて講習事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十一条第二項各号の請求を拒んだとき。
- 四 [同上]
- 五 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 不正な手段により第十二条第一号の登録を受けたとき。

(帳簿の備付け等)

第二十五条 [同上]

(報告の徴収)

第二十六条 [同上]

(公示)

第二十七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

- 一 第十二条第一号の登録をしたとき。
- 二 第十八条の規定による届出があつたとき。
- 三 第二十条の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十四条の規定により第十二条第一号の登録を取り消し、又は講習事務の停止を命じたとき。

(判定の業務の実施基準)

第二十八条 [同上]

(判定業務規程)

第二十九条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項前段の規定による判定業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第五十二による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4 「略」

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第五十八条 法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第五十九条 法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の使用に係る電子計算機と法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第六十条 法第五十条第一項の判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 別記様式第一による計画書の第二面及び第三面、別記様式第二による計画書の第二面及び第三面、別記様式第十一による通知書の第二面及び第三面並びに別記様式第十二による通知書の第二面及び第三面に記載すべき事項
- 二 法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十二条第一項又は第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた年月日及び法第十五条第二項において読み替えて適用する法第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた年月日

三 建築物エネルギー消費性能適合性判定を実施した適合性判定員の氏名

四 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果

五 建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書の番号及びこれを交付した年月日

六 判定の業務に関する料金の額

2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十条第一項の帳簿（次項において単に「帳簿」という。）への記載に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、判定の業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第四十八条第一項後段の規定による判定業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4 「同上」

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(書類の保存)

第六十一条 法第五十条第二項の判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第一条第一項及び第二条第一項に規定する書類(非住宅部分に限る。)とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能判定機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第一項の書類(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第六十四条第一項第二号において単に「書類」という。)を、法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する法第十二条第三項又は法第十三条第四項の規定による通知書を交付した日から十五年間、保存しなければならない。

(立入検査の証明書)

第六十二条 法第五十三条第二項において準用する法第十七条第二項の立入検査をする職員的身分を示す証明書は、別記様式第五十三によるものとする。

(判定の業務の休廃止の届出)

第六十三条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第五十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(判定の業務の引継ぎ等)

第六十四条 登録建築物エネルギー消費性能判定機関(国土交通大臣が法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関であつた者。次項において同じ。)は、法第五十四条第一項の規定により判定の業務の全部を廃止したとき又は法第五十五条第一項又は第二項の規定により登録を取り消されたときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 判定の業務を、その業務区域を所轄する所管行政庁(以下「所轄所管行政庁」という。)に引き継ぐこと。

二 法第五十条第一項の帳簿を国土交通大臣に、同条第二項の書類を所轄所管行政庁に引き継ぐこと。

三 その他国土交通大臣又は所轄所管行政庁が必要と認める事項

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、前項第二号の規定により書類を引き継ぐこととするときは、あらかじめ、引継ぎの方法、時期その他の事項について、所轄所管行政庁に協議しなければならない。

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第六十五条 法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第五十五による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一五 略

六 組織及び運営に関する事項(法第二十四条第一項の評価の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第二節 登録建築物エネルギー消費性能評価機関

(登録建築物エネルギー消費性能評価機関に係る登録の申請)

第三十条 法第五十六条第一項に規定する登録を受けようとする者は、別記様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第八号に掲げる書類のうち、成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村の長の証明書をもって代えることができる。

一五 同上

六 組織及び運営に関する事項(法第二十四条第一項の評価(以下単に「評価」という。)の業務以外の業務を行っている場合にあつては、当該業務の種類及び概要を含む。)を記載した書類

七十三 [略]

(登録建築物エネルギー消費性評価機関登録簿の記載事項)

第六十六条 法第五十八条第二項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性評価機関が法人である場合は、役員の名
- 二 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 三 登録建築物エネルギー消費性評価機関が評価の業務を行う区域

(公示事項)

第六十七条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第一項の国土交通省令で定める事項は、前条各号に掲げる事項とする。

(登録建築物エネルギー消費性評価機関に係る事項の変更の届出)

第六十八条 登録建築物エネルギー消費性評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十二条第二項の規定により法第五十八条第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするときは、別記様式第五十六による届出書に第六十五条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

(登録建築物エネルギー消費性評価機関に係る登録の更新)

第六十九条 登録建築物エネルギー消費性評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十三条第一項の登録の更新を受けようとするときは、別記様式第五十七による申請書に第六十五条各号に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。同条ただし書の規定は、この場合について準用する。

2 第六十六条の規定は、登録建築物エネルギー消費性評価機関が登録の更新を行う場合について準用する。

(承継の届出)

第七十条 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、別記様式第五十八による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性評価機関の事業の全部を譲り受けて登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位を承継した者については、別記様式第五十九による事業譲渡証明書及び事業の全部の譲渡があったことを証する書面
- 二 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定された者にあつては、別記様式第六十による事業相続同意証明書及び戸籍謄本
- 三 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外の者にあつては、別記様式第六十一による事業相続証明書及び戸籍謄本

四 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により合併によつて登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

五 法第五十六条第二項において準用する法第四十四条第一項の規定により分割によつて登録建築物エネルギー消費性評価機関の地位を承継した法人にあつては、別記様式第六十二による事業承継証明書、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書

七十三 [同上]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(評価の業務の実施基準)
第七十一条 [略]

(評価業務規程)

第七十二条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4 [略]

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第七十三条 法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

(電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法)

第七十四条 法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

- 一 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者(以下この条において「請求者」という。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクをもつて調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

(帳簿)

第七十五条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 評価を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 評価の申請に係る建築物の名称
 - 三 評価の申請に係る建築物に用いる特殊な構造及び設備の概要
 - 四 評価の申請を受けた年月日
 - 五 評価を実施した評価員の氏名
 - 六 評価の結果
 - 七 評価書の番号及びこれを交付した年月日
 - 八 評価の業務に関する料金の額
- 2 前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿(次項において単に「帳簿」という。)への記載に代えることができる。

(評価の業務の実施基準)
第三十一条 [同上]

(評価業務規程)

第三十二条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第十五による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3・4 [同上]

[条を加える。]

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において同じ。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（書類の保存）

第七十六条 法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第二項の評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、第十九条の申請書及びその添付書類並びに第二十条の評価書の写しその他の審査の結果を記載した書類とする。

2 前項の書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じて登録建築物エネルギー消費性能評価機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクをもって同項の書類に代えることができる。

3 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、第一項の書類（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。第七十九条第二号において単に「書類」という。）を、同号に掲げる行為が完了するまで保存しなければならない。

（立入検査の証明書）

第七十七条 法第五十六条第二項において準用する法第五十三条第二項において準用する法第七十条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式第六十五によるものとする。

（評価の業務の休廃止の届出）

第七十八条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十四条第一項の規定により評価の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、別記様式第六十六による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（評価の業務の引継ぎ）

第七十九条 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（国土交通大臣が法第六十条第一項又は第二項の規定により登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録を取り消した場合にあつては、当該登録建築物エネルギー消費性能評価機関であつた者）は、法第六十一条第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 評価の業務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

（国土交通大臣が行う評価の手数料）

第八十条 法第六十二条の規定による手数料の納付は、当該手数料の金額に相当する額の収入印紙をもって行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、現金をもって行うことができる。

- 一 印紙をもって納め難い事由があるとき。
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十一条第一項の規定により国土交通大臣が行う評価の申請をする場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納めるとき。

2 法第六十二条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき百六十二万円とする。ただし、既に法第六十一条の国土交通大臣の評価を受けた特殊の構造又は設備を用いる建築物の軽微な変更について、評価を受けようとする場合の手数料の額は、申請一件につき四十一万円とする。

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

第五章 雑則

(磁気ディスクによる手続)

第八十一条 次の各号に掲げる計画書、通知書、届出書若しくは申請書又はその添付図書のうち所管行政庁が認める書類については、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

- 一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書
- 二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書
- 三 別記様式第二十二又は別記様式第二十三による届出書
- 四 別記様式第二十四又は別記様式第二十五による通知書
- 五 別記様式第三十三による申請書
- 六 別記様式第三十五による申請書
- 七 別記様式第三十七による申請書

2 次の各号に掲げる計画書若しくは通知書又はその添付図書のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認める書類については、当該書類に代えて、当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクの提出のうち登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものによることができる。ただし、法第十五条第三項の規定により登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に提出する場合にあつては、前項の規定により所管行政庁が認める書類に限り、当該書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

- 一 別記様式第一又は別記様式第二による計画書
- 二 別記様式第十一又は別記様式第十二による通知書

(権限の委任)

第八十二条 法第六章第一節に規定する国土交通大臣の権限のうち、その判定の業務を一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみにおいて行う登録建築物エネルギー消費性能判定機関に関するものは、当該地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第四十八条第三項、法第五十一条、法第五十二条、法第五十三条第一項及び法第五十五条に規定する権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附則

第一条 略

〔項を削る。〕

(特定増改築に関する届出)

第二条 第十二条の規定は、法附則第三条第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第十二条第一項中「建築物」とあるのは、「特定建築物」と読み替えるものとする。

2 法附則第三条第二項の国土交通省令で定める軽微な変更は、特定建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後の特定増改築に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らか変更とする。

〔章を加える。〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

附則

1 (施行期日)

〔同上〕

2 (国土交通省組織規則の一部改正)

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。
第七十七条第六項に次の一号を加える。

三 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上に関すること。

〔条を加える。〕

3 第十二条の規定は、法附則第三条第七項の規定による通知について準用する。この場合において、第十二条第一項中「届出をしようとする者」とあるのは「通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十二」とあるのは「別記様式第二十四」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「建築物」とあるのは「特定建築物」と、「同条第二項中「変更の届出をしようとする者」とあるのは「変更の通知をしようとする国等の機関の長」と、「別記様式第二十三」とあるのは「別記様式第二十五」と、「届出書」とあるのは「通知書」と、「同条第三項中「届出書」とあるのは「通知書」と読み替えるものとする。

4 第十三条の規定は、法附則第三条第七項の国土交通省令で定める軽微な変更について準用する。この場合において第十三条中「建築物」とあるのは「特定建築物の」と読み替えるものとする。

5 第十五条の規定は、法附則第三条第十項において準用する法第十七条第二項の立入検査について準用する。

様式第一（第一条第一項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

（第一面）
計画書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿
提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

【建築主等に関する事項】

(第二面)

- 【1. 建築主】
- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】

[様式を加える。]

【ハ. 郵便番号】			
【ニ. 住所】			
【ホ. 電話番号】			
【2. 代理者】			
【イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【3. 設計者】			
(代表となる設計者)			
【イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
(その他の設計者)			
【イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			
【ヘ. 電話番号】			
【ト. 作成した設計図書】			
【イ. 資格】	()	建築士	() 登録第 号
【ロ. 氏名】			
【ハ. 建築士事務所名】	()	建築士事務所	() 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】			
【ホ. 所在地】			

【へ. 電話番号】	
【ト. 作成した設計図書】	
【4. 確認の申請】	
<input type="checkbox"/> 申請済 ()	
<input type="checkbox"/> 未申請 ()	
【5. 備考】	
(第三面)	
建築物エネルギー消費性能確保計画	
[建築物及びその敷地に関する事項]	
【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²
【3. 建築面積】	m ²
【4. 延べ面積】	m ²
【5. 建築物の階数】	(地上) 階 (地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物
【7. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
【8. 構造】	造 一部 造
【9. 該当する地域の区分】	地域
【10. 工事着手予定年月日】	平成 年 月 日
【11. 工事完了予定年月日】	平成 年 月 日
【12. 備考】	

(第四面)

【1. 付近見取図】

【2. 配置図】

(第五面)

[非住宅部分に関する事項]

【1. 非住宅部分の用途】

【2. 非住宅部分の床面積】 (床面積) (開放部分を除いた部分の床面積)

【イ. 新築】 (m²) (m²)

【ロ. 増築】 全体 (m²) (m²)

増築部分 (m²) (m²)

【ハ. 改築】 全体 (m²) (m²)

改築部分 (m²) (m²)

【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】 有 無

竣工年月日 年 月 日 竣工

【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 G J/年

設計一次エネルギー消費量 G J/年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

【5. 備考】

(第六面)

[住宅部分に関する事項]

【1. 建築物の住戸の数】	戸	
【2. 住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)
【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	認定を受けた所管行政庁の名称 ()	
【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	竣工年月日	年 月 日 竣工
【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】		
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	G J / 年	
設計一次エネルギー消費量	G J / 年	
BEI ()		
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準		
共用部分の基準一次エネルギー消費量 (G J / 年)	
共用部分の設計一次エネルギー消費量 (G J / 年)	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()	
【6. 備考】		

(第七面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m ²
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W / (m ² · K) (基準値 W / (m ² · K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値)
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	()
<input type="checkbox"/> 基準対象外	

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

- 基準一次エネルギー消費量 G J / 年
 設計一次エネルギー消費量 G J / 年
 B E I ()
 一次エネルギー消費量に関する仕様基準
 国土交通大臣が認める方法及びその結果
 ()

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

- 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

2) 壁

- 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
 充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

(ロ) その他の部分

- 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ (種別) (厚さ mm)
 熱貫流率 (W / (m² · K)) 熱抵抗値 ((m² · K) / W)

- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ④ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑤ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び提出に係る建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑥ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【7. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【9. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

5. 第四面関係

- ① 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。
- ② 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

- ① 【1. 非住宅部分の用途】の欄は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分に従い記入して下さい。
- ② 【2. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第3条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は計画に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑤ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- ⑥ 【4. 非住宅部分のエネルギー消費性能】の欄において、「BEI」は、設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

7. 第六面関係

- ① 第六面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合のみ記載して下さい。
- ② 【2. 住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ③ 【2. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、令第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ④ 【3. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」であると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。
- ⑤ 【4. 基準省令附則第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【5. 住宅部分のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載し、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。
 - (2) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) BEI 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。
 - ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- ⑦ 第六面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

8. 第七面関係

- ① 第七面は、第三面の【6. 建築物の用途】の欄で「複合建築物」を選択した場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
 - (1) 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(2) 「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

- (3) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- i) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。
 - ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
 - iii) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
 - iv) 基準対象外 基準省令附則第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける場合をいいます。

④ 第七面は、確認申請等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

9. 別紙関係

- ① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1 欄の(1)の 1) から 3) までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1 欄の(1)の 1) から 4) までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1 欄の(1)の 3) 及び 4) における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1 欄の(1)の 5) の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1 欄の(1)の 5) は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1 欄の(1)の 5) の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1 欄の(1)の 5) の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。

⑨ 1 欄の(1)の 6) の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。

⑩ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄に記載する必要はありません。

⑪ 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二（第二条第一項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）
（第一面）
変更計画書

[様式を加える。]

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出します。この計画書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

- 建築物全体
- 建築物の一部（非住宅部分）
- 建築物の一部（住宅部分）

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第三 (第四条第一項第一号関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による
適合判定通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 提出年月日 平成 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

様式第四 (第四条第一項第二号関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

別添の計画書及び添付図書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として

[様式を加える。]

[様式を加える。]

(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

記

(理由)

様式第五 (第四条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

- 1. 提出年月日 平成 年 月 日
- 2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第六 (第四条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第12条第5項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます (なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として

[様式を加える。]

[様式を加える。]

(訴訟において を代表する者は となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

記

(理由)

様式第九 (第五条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第4項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主

殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第12条第3項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第4項の規定により通知します。

記

- 1. 提出年月日 平成 年 月 日
- 2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十 (第五条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第12条第5項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主

殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記による計画書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第12条第5項の規定により通知します。

[様式を加える。]

[様式を加える。]

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に を被告として（訴訟において を代表する者は となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1. 提出年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第十一（第七条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定による計画通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 号

平成 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項（同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注意）

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第一の（注意）に準じて記入してください。

[様式を加える。]

様式第十二 (第七条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項の規定による計画変更通知書

年 月 日

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関 殿

第 号

平成 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項(同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画を通知します。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知書番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

【計画変更の対象の範囲】

建築物全体

建築物の一部(非住宅部分)

建築物の一部(住宅部分)

【計画変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	適合判定通知書 番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(注意)

1. 第二面から第七面までとして別記様式第一の第二面から第七面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2. 別記様式第一の(注意)に準じて記入してください。

様式第十三 (第七条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項の規定による

適合判定通知書

第 号

平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

[様式を加える。]

[様式を加える。]

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十四 (第七条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記

(理由)

様式第十五 (第七条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第十六 (第七条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

所管行政庁 印

[様式を加える。]

[様式を加える。]

[様式を加える。]

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)

様式第十七 (第七条第四項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による
適合判定通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要
4. 建築物エネルギー消費性能適合性判定を行った適合性判定員氏名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

様式第十八 (第七条第四項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第4項の規定による
適合しない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿

登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画(非住宅部分に係る部分に限る。)は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

記

(理由)

[様式を加える。]

[様式を加える。]

様式第十九 (第七条第四項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第5項の規定による
期間を延長する旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第13条第4項に規定する期間内に同項の通知書を交付できないので、下記期間の範囲内において同項の期間を延長することを、同条第5項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(延長する期間)

(備考)

様式第二十 (第七条第四項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第2項の規定により
読み替えて適用される同法第13条第6項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

建築主 殿 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 印

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第2項の規定により読み替えて適用される同法第13条第6項の規定により通知します。

記

1. 通知年月日 平成 年 月 日付け 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)

[様式を加える。]

[様式を加える。]

様式第二十一 (第十条関係)(日本工業規格A列7番)

(表)

年 月 日交付第 号 (使用期限1年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第2項の規定による
立 入 検 査 証
(所管行政庁名) 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第二十二 (第十二条第一項及び附則第二条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第1項前段又は同法附則第3条第2項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[様式を加える。]

[様式を加える。]

【届出の別】

- 法第19条第1項前段の規定による届出
 法附則第3条第2項前段の規定による届出
(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

<p>【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 【ロ. 氏名】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】</p>
<p>【2. 代理者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】</p>
<p>【3. 設計者】 【イ. 氏名】 【ロ. 勤務先】 【ハ. 郵便番号】 【ニ. 住所】 【ホ. 電話番号】</p>
<p>【4. 備考】</p>

(第三面)

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画
 [建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	
【2. 敷地面積】	m ²

【3. 建築面積】	m ²	
【4. 延べ面積】	m ²	
【5. 建築物の階数】	(地上) 階	(地下) 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input type="checkbox"/> 非住宅建築物 <input type="checkbox"/> 複合建築物	
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体	戸
【8. 工事種別】	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築	
【9. 建築物の床面積】	(床面積)(開放部分を除いた部分の床面積)	
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)
【10. 構造】	造 一部	造
【11. 法附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	竣工年月日	年 月 日 竣工
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	認定を受けた所管行政庁の名称 ()	
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	竣工年月日	年 月 日 竣工
【14. 該当する地域の区分】	地域	
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 <input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率 W / (m ² · K) (基準値 W / (m ² · K)) 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)	

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

基準省令第1条第1項第1号イの基準 基準省令第1条第1項第1号ロの基準

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量 (G J / 年)

共用部分の設計一次エネルギー消費量 (G J / 年)

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 G J / 年

設計一次エネルギー消費量 G J / 年

BEI ()

【16. 工事着手予定年月日】平成 年 月 日

【17. 工事完了予定年月日】平成 年 月 日

【18. 備考】

(第四面)

[住戸に関する事項]

【1. 住戸の番号】

【2. 住戸の存する階】 階

【3. 専用部分の床面積】 m²

【4. 住戸のエネルギー消費性能】

1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項

外皮平均熱貫流率 $W / (m^2 \cdot K)$ (基準値 $W / (m^2 \cdot K)$)
 冷房期の平均日射熱取得率 (基準値)

外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

基準一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$

設計一次エネルギー消費量 $G J / \text{年}$

BEI ()

一次エネルギー消費量に関する仕様基準

国土交通大臣が認める方法及びその結果

()

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法

充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別) (厚さ mm)

熱貫流率 ($W / (m^2 \cdot K)$) 熱抵抗値 ($(m^2 \cdot K) / W$)

- (ロ) その他の部分
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W / (m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K) / W)

4) 土間床等の外周部分の基礎

- (イ) 外気に接する部分
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W / (m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K) / W)
- (ロ) その他の部分
 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱材の種類及び厚さ(種別) (厚さ mm)
熱貫流率 (W / (m²・K)) 熱抵抗値 ((m²・K) / W)

5) 開口部

- 【開口部比率】() 【開口部比率区分】()
 【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造)
 (ガラスの種類)
熱貫流率 (W / (m²・K))
- 【日射遮蔽性能】
ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率)
付属部材 (南±25度に設置するもの)
 (上記以外の方位に設置するもの)
ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

- 【該当箇所の有無】 有 無
 【断熱性能】 断熱補強の範囲 (mm) 断熱補強の熱抵抗値 ((m²・K) / W)

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

- 【暖房】 暖房設備 ()
 効率 ()
- 【冷房】 冷房設備 ()
 効率 ()
- 【換気】 換気設備 ()
 効率 ()
- 【照明】 照明設備 ()
- 【給湯】 給湯設備 ()
 効率 ()

2. 備考

(注意)

1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - (1) 一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
 - (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2. 第一面関係

- ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 届出者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」とであると認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。

- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 届出に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。
 - (2) 「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
 - (3) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
 - i) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
 - ii) 基準対象外 基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。
- 「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 届出に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「(3)複合建築物」に記載してください。
 - (2) 「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
 - (3) 「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

(4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

- i) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。
- ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。
- ② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、4. 第三面関係の注意⑧のとおりとします。

〔(1)外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項〕については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

〔(2)一次エネルギー消費量に関する事項〕は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

6. 別紙関係

- ① 1 欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1 欄の(1)の1) から3) までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1 欄の(1)の1) から4) までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。

- ④ 1 欄の(1)の 3) 及び 4) における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1 欄の(1)の 5) の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1 欄の(1)の 5) は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1 欄の(1)の 5) の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1 欄の(1)の 5) の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1 欄の(1)の 6) の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1 欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあつては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。
- ⑪ 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。

様式第二十三（第十二条第二項及び附則第二条第一項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

（第一面）
変更届出書

年 月 日

所管行政庁 殿

届出者の住所又は
主たる事務所の所在地
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項後段又は同法附則第 3 条第 2 項後段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【届出の別】

- 法第 19 条第 1 項後段の規定による届出
- 法附則第 3 条第 2 項後段の規定による届出

[様式を加える。]

【変更の届出をする建築物の直前の届出】

【受付番号】 第 号

【届出日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

様式第二十四 (第十四条及び附則第二条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 号

平成 年 月 日

通知者官職 印

設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項前段又は同法附則第3条第7項前段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

法第20条第2項前段の規定による通知

法附則第3条第7項前段の規定による通知

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

[様式を加える。]

様式第二十五 (第十四条及び附則第二条第三項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)
変更通知書

年 月 日

所管行政庁 殿

第 号
平成 年 月 日

通知者官職 印
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第2項後段又は同法附則第3条第7項後段の規定により計画を通知します。

【通知の別】

- 法第20条第2項後段の規定による通知
- 法附則第3条第7項後段の規定による通知

【変更の通知をする建築物の直前の通知】

【受付番号】 第 号
【通知日】 平成 年 月 日

【変更内容の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注意)

1. 第二面から第四面までとして別記様式第二十二の第二面から第四面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。
2. 別記様式第二十二の(注意)に準じて記入してください。

様式第二十六 (第十五条及び附則第二条第五項関係)(日本工業規格A列7番)

(表)

年 月 日交付第 号 (使用期限1年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第2項において準用する同法第17条第2項又は同法附則第3条第10項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

(所管行政庁名) 印

[様式を加える。]

[様式を加える。]

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第21条 所管行政庁は、第19条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその工事現場に立ち入り、建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第3条

9 所管行政庁は、第3項、第4項及び前項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定増改築に係る特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定増改築に係る特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定増改築に係る特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

10 第17条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

様式第二十七 (第十六条関係)(日本工業規格A列4番)

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

[様式を加える。]

記

1. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
2. 認定を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地
3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
4. 備考

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
3. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
4. この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼付してください。

様式第二十八（第十八条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定書

第 号
年 月 日

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の特種構造又は設備を用いる建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第23条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物と同等以上のエネルギー消費性能を有するものであることを認定します。

記

1. 認定番号
2. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
3. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地
4. 認定をした特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
5. 備考

[様式を加える。]

様式第二十九 (第十八条第二項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしない旨の通知書

第 号
年 月 日

申請者 殿

国土交通大臣 印

下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 23 条第 1 項の規定による特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしないこととしたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 18 条第 2 項の規定により通知書を交付します。

なお、この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に国土交通大臣に対して異議申立てをすることができます。

記

- 1. 申請年月日 年 月 日
- 2. 申請に係る特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
- 3. 理由

[様式を加える。]

様式第三十 (第十九条関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

評価申請書

年 月 日

国土交通大臣

登録建築物エネルギー消費性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 24 条第 1 項の規定による評価を受けたいので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

- 1. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称
- 2. 評価を受けようとする特殊の構造又は設備を用いる建築物の所在地
- 3. 特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
- 4. 備考

[様式を加える。]

（注意）

1. 申請者の氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2. 各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。
3. 国土交通大臣に申請する場合は、この申請書の右上に手数料の額に相当する収入印紙（消印をしていないものに限る。）を貼付してください。

様式第三十一（第二十条第一項関係）（日本工業規格 A 列 4 番）

特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価書

第 号
年 月 日

申請者 殿 登録建築物エネルギー消費性能評価機関 印

先に申請のあつた特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果については、下記のとおりであることを証明する。

記

1. 申請のあつた特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地
2. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の申請者の氏名又は名称及び住所
3. 当該特殊の構造又は設備を用いる建築物の内容
4. 評価の内容
 - (1) 評価員の氏名
 - (2) 評価の結果
5. 備考

（注意）各欄に記載すべき事項は、別紙により提出することができます。

様式第三十二（第二十二条関係）（日本工業規格 A 列 7 番）

（表）

年 月 日	交付第 号	（使用期限 1 年）	
職 名	氏 名	生 年 月 日	

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 28 条第 5 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

[様式を加える。]

[様式を加える。]

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第28条

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

様式第三十三 (第二十三条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

[略]

(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

様式第一 (第一条関係)(日本工業規格A列4番)

(第一面)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

[同左]

[新設]

<u>【二. 郵便番号】</u> <u>【ホ. 所在地】</u> <u>【ハ. 電話番号】</u>
<u>【3. 設計者】</u> (代表となる設計者) <u>【イ. 資格】</u> () 建築士 () 登録第 号 <u>【ロ. 氏名】</u> <u>【ハ. 建築士事務所名】</u> () 建築士事務所 () 知事登録第 号 <u>【二. 郵便番号】</u> <u>【ホ. 所在地】</u> <u>【ハ. 電話番号】</u> <u>【ト. 作成した設計図書】</u>
(その他の設計者) <u>【イ. 資格】</u> () 建築士 () 登録第 号 <u>【ロ. 氏名】</u> <u>【ハ. 建築士事務所名】</u> () 建築士事務所 () 知事登録第 号 <u>【二. 郵便番号】</u> <u>【ホ. 所在地】</u> <u>【ハ. 電話番号】</u> <u>【ト. 作成した設計図書】</u>
<u>【イ. 資格】</u> () 建築士 () 登録第 号 <u>【ロ. 氏名】</u> <u>【ハ. 建築士事務所名】</u> () 建築士事務所 () 知事登録第 号 <u>【二. 郵便番号】</u> <u>【ホ. 所在地】</u> <u>【ハ. 電話番号】</u> <u>【ト. 作成した設計図書】</u>
<u>【イ. 資格】</u> () 建築士 () 登録第 号 <u>【ロ. 氏名】</u> <u>【ハ. 建築士事務所名】</u> () 建築士事務所 () 知事登録第 号 <u>【二. 郵便番号】</u> <u>【ホ. 所在地】</u> <u>【ハ. 電話番号】</u> <u>【ト. 作成した設計図書】</u>
<u>【4. 確認の申請】</u> <input type="checkbox"/> 申請済 () <input type="checkbox"/> 未申請 ()
<u>【5. 備考】</u>

(第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

[略]		
【13. 非住宅部分の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)
【イ. 新築】	(m ²)	(m ²)
【ロ. 増築】	全体 (m ²)	(m ²)
	増築部分 (m ²)	(m ²)
【ハ. 改築】	全体 (m ²)	(m ²)
	改築部分 (m ²)	(m ²)
【14. 建築物のエネルギー消費性能】	[略]	
【15. 確認の特例】	[略]	
【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】		
【17. 備考】		

(第四面)

【1. 付近見取図】
【2. 配置図】

(第二面)

建築物エネルギー消費性能向上計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

[同左]	
[新設]	
【13. 建築物のエネルギー消費性能】	[同左]
【14. 確認の特例】	[同左]
【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	
【16. 備考】	

[新設]

(第五面)
[略]
(第六面)
[略]
(注意)

1. 各面共通関係 [略]
2. 第一面関係 [略]
3. 第二面関係

- ① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- ② 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- ③ 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「二」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「二」は団体の所在地を記入してください。
- ④ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- ⑤ 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- ⑥ 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る建築物のエネルギー消費性能向上計画に係る他のすべての設計者について記入してください。
- ⑦ 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。

4. 第三面関係

- ①～④ [略]
- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【7. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。
- ⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑦ 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

[略]

(第三面)
[同左]
(第四面)
[同左]
(注意)

1. 各面共通関係 [同左]
2. 第一面関係 [同左]
[新設]

3. 第二面関係

- ①～④ [同左]
[新設]

[新設]

- ⑤ 【13. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物の一部（非住宅部分）」を選んだ場合のみ記載してください。

[同左]

⑧ 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑨ 【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑩ 第三面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

① この面は、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。

② 付近見取図には、方位、道路及び目標となる地物を明示してください。

③ 配置図には、縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、計画に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示してください。

6. 第五面関係

① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② [略]

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、4. 第三面関係の注意⑦のとおりとします。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

④ [略]

⑤ 第五面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

7. 第六面関係

第六面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

⑥ 【14. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。

⑦ 【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法第35条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積（建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の延べ面積の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。）を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。

⑧ 第二面は、建築確認等の制度の申請書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

[新設]

4. 第三面関係

① 第三面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部（住戸の部分）」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。

② [同左]

③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、3. 第二面関係の注意⑤のとおりとします。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

④ [同左]

⑤ 第三面は、他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

5. 第四面関係

第四面は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

様式第三十四 (第二十五条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
[略]

様式第三十五 (第二十七条関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書
[略]

様式第三十六 (第二十八条関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書
[略]

様式第三十七 (第三十条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定申請書
[略]

様式第三十八 (第三十一条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定通知書
[略]

様式第三十九 (第三十二条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

[図略]

(備考)

1. ～ 3. [略]
4. 第32条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
5. ・ 6. [略]

様式第四十 (第三十三条関係)(日本工業規格A列4番)

[略]

様式第四十一 (第三十四条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書
[略]

(注意)

1. [略]
2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。
3. [略]

様式第四十二 (第三十四条第十号関係)(日本工業規格A列4番)

判定の業務の計画棟数
[略]

様式第四十三 (第三十七条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

様式第二 (第三条関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書
[同左]

様式第三 (第五条関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書
[同左]

様式第四 (第六条関係)(日本工業規格A列4番)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書
[同左]

様式第五 (第七条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定申請書
[同左]

様式第六 (第八条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能に係る認定通知書
[同左]

様式第七 (第九条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

[同左]

(備考)

1. ～ 3. [略]
4. 第9条第1項各号に掲げるものに表示を付する場合は、文字の部分は省略することができる。
5. ・ 6. [略]

様式第八 (第十条関係)(日本工業規格A列4番)

[同左]

様式第九 (第十一条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書
[同左]

(注意)

1. [同左]
2. 第11条各号に掲げる書類を添付してください。
3. [同左]

様式第十 (第十一条第十号関係)(日本工業規格A列4番)

判定の業務の計画棟数
[同左]

[様式を加える。]

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 判定の業務を行う事務所の所在地
- (3) 適合性判定員の氏名
- (4) 役員の氏名（届出者が法人である場合に限る。）
- (5) 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 判定の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第42条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

2. 変更の理由

(注意)

- 1. 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
- 2. (3)の適合性判定員、(4)の役員又は(5)の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の適合性判定員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第四十四（第三十八条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第43条第1項の登録の更新を受けたいので、同条第2項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。

1. 登録番号

2. 登録の有効期限 年 月 日

[様式を加える。]

- 3. 判定の業務を行う事務所の所在地
- 4. 適合性判定員の氏名
- 5. 役員の氏名（申請者が法人である場合に限る。）
- 6. 判定の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- 7. 判定の業務を行う区域

(注意)

- 1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
- 2. 第34条各号に掲げる書類を添付してください。
- 3. 申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第四十五（第三十九条関係）（日本工業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業継承届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第44条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に 関する事項	氏 名 又 は 名 称	
	法 人 に あ っ て は そ の 代 表 者 の 氏 名	
	住 所	
	登 録 の 年 月 日 及 び 登 録 番 号	
	事 務 所 の 所 在 地	
承 継 者 に 関する事項	登 録 の 年 月 日 及 び 登 録 番 号	

(注意) 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

[様式を加える。]

様式第四十六 (第三十九条第一号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業譲渡証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

- 1. 登録の年月日
- 2. 登録番号
- 3. 譲渡しの年月日

(注意) 譲り渡した者又は譲り受けた者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第四十七 (第三十九条第二号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相続同意証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名 印
住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続がありましたことを証明します。

- 1. 被相続人の氏名及び住所
- 2. 登録の年月日
- 3. 登録番号

[様式を加える。]

[様式を加える。]

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意) 証明書は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印してください。

様式第四十八 (第三十九条第三号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業相続証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能判定機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所

2. 登録の年月日

3. 登録番号

4. 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位を承継した者の氏名及び住所

5. 相続開始の年月日

(注意) 証明者は、2人以上としてください。

様式第四十九 (第三十九条第五号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関事業承継証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

[様式を加える。]

[様式を加える。]

承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1. 登録の年月日
- 2. 登録番号
- 3. 承継の年月日

(注意) 被承継者又は承継者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第五十 (第四十五条第十号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
登録適合性判定員講習修了証明書
[略]

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第40条第 1 号の登録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。

[略]

様式第五十一 (第五十七条第一項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
判定業務規程届出書
[略]

様式第五十二 (第五十七条第二項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
判定業務規程変更届出書
[略]

様式第五十三 (第六十二条関係)(日本工業規格 A 列 7 番)
(表)

年 月 日交付第 号 (使用期限 1 年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第53条第 2 項において準用する同法第17条第 2 項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

様式第十一 (第十七条第十号関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
登録適合性判定員講習修了証明書
[同左]

この者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第12条第 1 号の登録適合性判定員講習を修了した者であることを証します。

[同左]

様式第十二 (第二十九条第一項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
判定業務規程届出書
[同左]

様式第十三 (第二十九条第二項関係)(日本工業規格 A 列 4 番)
判定業務規程変更届出書
[同左]

[様式を加える。]

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第53条 国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第53条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第五十四 (第六十三条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能判定機関業務休廃止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第54条第1項の規定に基づき、判定の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

1. 休止(廃止)しようとする判定の業務の範囲
2. 休止(廃止)しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止(廃止)の理由

(注意) 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

[様式を加える。]

様式第五十五 (第六十五条関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書
[略]

(注意)

1. (略)
2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。
3. (略)

様式第五十六 (第六十八条関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

下記のとおり、

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 評価の業務を行う事務所の所在地
- (3) 評価員の氏名
- (4) 役員の氏名 (届出者が法人である場合に限る。)
- (5) 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名
- (6) 評価の業務を行う区域

を変更するので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第42条第2項の規定に基づき、届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更予定年月日	備考

2. 変更の理由

(注意)

1. 届出者の氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。
2. (3)の評価員、(4)の役員又は(5)の専任の管理者に変更がある場合は、変更後の評価員、役員又は専任の管理者の略歴を記載した書類を添付してください。

様式第十四 (第三十条関係)(日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録申請書
[同左]

(注意)

1. [同左]
2. 第30条各号に掲げる書類を添付してください。
3. [同左]

[様式を加える。]

様式第五十七 (第六十九条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の住所
申請者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第43条第1項の登録の更新を受けたいので、同法第56条第2項において読み替えて準用する同法第43条第2項において準用する同法第39条の規定に基づき、申請します。

1. 登録番号

2. 登録の有効期限 年 月 日

3. 評価の業務を行う事務所の所在地

4. 評価員の氏名

5. 役員の氏名(申請者が法人である場合に限る。)

6. 評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名

7. 評価の業務を行う区域

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載してください。
2. 第65条各号に掲げる書類を添付してください。
3. 申請者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第五十八 (第七十条関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業継承届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第44条第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	
-------	--

[様式を加える。]

[様式を加える。]

被承継者に 関する事項	氏名又は名称	
	法人にあっては その代表者の氏名	
	住 所	
	登録の年月日及び登録番号	
	事 務 所 の 所 在 地	
承継者に 関する事項	登録の年月日及び登録番号	

(注意) 届出者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第五十九 (第七十条第一号関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業譲渡証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1. 登録の年月日
2. 登録番号
3. 譲渡しの年月日

(注意) 譲り渡した者又は譲り受けた者の氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第六十 (第七十条第二号関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相続同意証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名 印
住所

[様式を加える。]

[様式を加える。]

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

(注意) 証明書は、登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が記名押印してください。

様式第六十一 (第七十条第三号関係) (日本工業規格 A 列 4 番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業相続証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

証明者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり登録建築物エネルギー消費性能評価機関について相続がありましたことを証明します。

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 登録の年月日
3. 登録番号
4. 登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位を承継した者の氏名及び住所
5. 相続開始の年月日

(注意) 証明者は、2 人以上としてください。

[様式を加える。]

様式第六十二 (第七十条第五号関係)(日本工業規格A列4番)

登録建築物エネルギー消費性能評価機関事業承継証明書

年 月 日

国土交通大臣 殿

被承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

承継者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 印

住所

次のとおり分割によって登録建築物エネルギー消費性能評価機関の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

- 1. 登録の年月日
- 2. 登録番号
- 3. 承継の年月日

(注意) 被承継者又は承継者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

様式第六十三 (第七十二条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

評価業務規程届出書

[略]

様式第六十四 (第七十二条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

評価業務規程変更届出書

[略]

様式第六十五 (第七十七条関係)(日本工業規格A列7番)

(表)

年 月 日交付第 号 (使用期限1年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

[様式を加える。]

様式第十五 (第三十二条第一項関係)(日本工業規格A列4番)

評価業務規程届出書

[同左]

様式第十六 (第三十二条第二項関係)(日本工業規格A列4番)

評価業務規程変更届出書

[同左]

[様式を加える。]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者

印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第53条 国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第56条

2 第42条第1項及び第43条の規定は登録について、第42条第2項及び第3項、第44条並びに第46条から第54条までの規定は登録建築物エネルギー消費性能評価機関について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第53条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第53条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第六十六（第七十八条関係）（日本工業規格A列4番）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関業務休廃止届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿

届出者の住所
届出者の氏名又は名称
代表者の氏名

印

[様式を加える。]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第56条第2項において準用する同法第54条第1項の規定に基づき、評価の業務の一部(全部)の休止(廃止)をするので、次のとおり届け出ます。

1. 休止(廃止)しようとする評価の業務の範囲
2. 休止(廃止)しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあつては、その期間
4. 休止(廃止)の理由

(注意) 届出者の氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(確認済証等の様式等)</p> <p>第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)第六条に規定する書類(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し、同規則第六条第一号に規定する認定書の写し、同条第二号に規定する通知書又はその写し及び同条第三号に規定する通知書又はその写しを除く。第四項、第三条の四第一項及び同条第二項第一号において同じ。)を添えて行うものとする。</p> <p>2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 四 「略」</p> <p>五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書(以下単に「適合判定通知書」という。)若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書若しくはその写し(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。第四項、第三条の四第二項第一号及び第六条の三第二項第一号において同じ。)の提出がなかつた場合</p> <p>3 「略」</p>	<p>(確認済証等の様式等)</p> <p>第二条 法第六条第四項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付は、別記第五号様式による確認済証に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。</p> <p>2 法第六条第六項の国土交通省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 四 「同上」</p> <p>五 法第六条第四項の期間の末日の三日前までに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書(以下単に「適合判定通知書」という。)又はその写しの提出がなかつた場合</p> <p>3 「同上」</p>

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行うものとする。

5 「略」

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一 一五 「略」

十六 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一・二 「略」

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

3 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一 一五 「略」

六 前各号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

4 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一・二 「略」

三 前二号に掲げるもののほか、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度に著しい変更を及ぼさないものとして国土交通大臣が定めるもの

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、第三条の十二に規定する図書及び書類並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行わなければならない。

4 法第六条第七項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書の交付は、別記第六号様式による通知書に第一条の三の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

5 「同上」

（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第三条の二 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一 一五 「同上」

「号を加える。」

2 法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も建築設備の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一・二 「同上」

「号を加える。」

3 法第八十八条第一項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一 一五 「同上」

「号を加える。」

4 法第八十八条第二項において準用する法第六条第一項の軽微な変更は、次に掲げるものであつて、変更後も工作物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなるものとする。

一・二 「同上」

「号を加える。」

（指定確認検査機関が交付する確認済証等の様式等）

第三条の四 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付は、別記第十五号様式による確認済証に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行わなければならない。

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し、第三条の十二に規定する図書及び書類、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条に規定する書類を添えて行う。

3 「略」

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 一三 「略」

四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条の規定が適用される場合にあつては、同法第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（同条第二項の規定による判定を受けた場合にあつては当該判定に要した図書及び書類を含む。次のイからハまでに掲げる場合にあつてはそれぞれイからハまでに定めるものとする。）

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第一号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十三条第一項の規定による認定に要した図書及び書類

ロ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条第二号に掲げる場合
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第三十一条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

ハ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六号に掲げる場合
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第一項又は同法第五十四条第一項の規定による認定に要した図書及び書類（同法第十一条又は同法第五十五条第一項の規定による認定を受けた場合にあつては当該認定に要した図書及び書類を含む。）

2 「略」

五 一七 「略」

2 法第六条の二第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による通知書の交付は、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨及びその理由を記載した通知書 別記第十五号の二様式による通知書に、前条において準用する第一条の三、第二条の二又は第三条の申請書の副本一通並びにその添付図書及び添付書類、適合判定通知書又はその写し並びに第三条の十二に規定する図書及び書類を添えて行う。

二 「同上」

3 「同上」

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に、次に掲げる図書及び書類を添えたものとする。

一 一三 「同上」

「号を加える。」

2 「同上」

四 一六 「同上」

(検査済証の様式)					
<p>第四条の四 法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、同条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同条第一項第一号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。</p> <p>（指定確認検査機関が交付する検査済証の様式）</p> <p>第四条の六 〔略〕</p> <p>2 指定確認検査機関が第四条の四の二において準用する第四条第一項第一号又は第四号に掲げる図書及び書類の提出を受けた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>第六条の三 〔略〕</p> <p>2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇十 〔略〕</p> <p>十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>5 第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号から第六号まで、第十号及び第十一号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間</p> <p>二 〔略〕</p> <p>6 〔略〕</p> <p>第八条の二 〔略〕</p> <p>2〃20 〔略〕</p> <p>21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
〔略〕	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">別記第五号様式</td> <td style="text-align: center;">別記第四十二号の三様式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条</td> <td style="text-align: center;">建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条</td> </tr> </table>	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条
別記第五号様式	別記第四十二号の三様式				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第七条第五項において準用する同規則第六条				

(検査済証の様式)					
<p>第四条の四 法第七条第五項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付は、別記第二十一号様式による検査済証に、第四条第一項第一号に掲げる図書及び書類を求めた場合にあつては当該図書及び書類を添えて行うものとする。ただし、第四条第二項の規定に基づき完了検査申請書に同号の図書及び書類の添付を要しない場合にあつては、当該図書及び書類の添付を要しない。</p> <p>（指定確認検査機関が交付する検査済証の様式）</p> <p>第四条の六 〔同上〕</p> <p>2 指定確認検査機関が当該建築物の計画に係る図書及び書類（確認に要したものに限る。）を求めた場合における法第七条の二第五項の検査済証の交付は、当該図書及び書類を添えて行わなければならない。</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>第六条の三 〔同上〕</p> <p>2 法第十二条第八項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇十 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>3・4 〔同上〕</p> <p>5 第二項に規定する書類（第三項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、次の各号の書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間保存しなければならない。</p> <p>一 第二項第一号から第六号まで及び第十号の図書及び書類 当該建築物、建築設備又は工作物に係る確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から起算して十五年間</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>6 〔同上〕</p> <p>第八条の二 〔同上〕</p> <p>2〃20 〔同上〕</p> <p>21 前各項の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
〔同上〕	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">別記第五号様式</td> <td style="text-align: center;">別記第四十二号の三様式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔新設〕</td> <td style="text-align: center;">〔新設〕</td> </tr> </table>	別記第五号様式	別記第四十二号の三様式	〔新設〕	〔新設〕
別記第五号様式	別記第四十二号の三様式				
〔新設〕	〔新設〕				

第二条第二項第五号	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十三条第七項
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項
略	略	略
第二条第四項	別記第六号様式 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第六項 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第六条	別記第四十二号の五様式 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第七項 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第七条第五項において準用する同規則第六条
第四条第一項	別記第十九号様式 同法第十二条第一項 同条第二項	別記第四十二号の十三様式 同法第十三条第二項 同条第三項
略	略	略

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係)(A4)
確認申請書(建築物) (第一面) [略] (第二面)

【1. 建築主】～【7. 構造計算適合性判定の申請】 [略]

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()
 未提出 ()
 提出不要 ()

【9. 備考】 (第三面)～(第六面) [略]

(注意)
1.・2. [略]

[欄を加える。]	[新設]	[新設]
	[新設]	[新設]
同上	同上	同上
第二条第四項	別記第六号様式 [新設]	別記第四十二号の五様式 [新設]
第四条第一項	別記第十九号様式 [新設] [新設]	別記第四十二号の十三様式 [新設] [新設]
同上	同上	同上

第二号様式 (第一条の三、第三条、第三条の三関係)(A4)
確認申請書(建築物) (第一面) [同左] (第二面)

【1. 建築主】～【7. 構造計算適合性判定の申請】 [同左]

【8. 備考】 (第三面)～(第六面) [同左]

(注意)
1.・2. [同左]

<p>3. 第二面関係 ①～⑨ [略]</p> <p>⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「し」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。</p> <p>また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が2,000平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかなる場合は、記入する必要はありません。</p> <p>⑪ 建築物の名称又は工事が定まっているときは、9欄に記入してください。</p> <p>4.～7. [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>3. 第二面関係 ①～⑨ [同左]</p> <p>[新設]</p> <p>⑩ 建築物の名称又は工事が定まっているときは、8欄に記入してください。</p> <p>4.～7. [同左]</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p>	<p>(図書の保存)</p> <p>第二十九条 法第七十七条の二十九第二項の確認検査の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものは、施行規則第三条の三において準用する施行規則第一条の三、施行規則第二条の二及び施行規則第三条、施行規則第四条の四の二において準用する施行規則第四条、施行規則第四条の十一の二において準用する施行規則第四条の八並びに施行規則第四条の十六第二項に規定する図書及び書類、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類、法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第六項に規定する適合判定通知書又はその写し（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第六条第一号に掲げる場合にあつては同号に規定する認定書の写し、同条第二号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し、同条第三号に掲げる場合にあつては同号に規定する通知書又はその写し。）とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---	-----------------------	---

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正)

第四條 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(平成十二年^{建設省令第十一号}運輸省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">様式</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第11項の規定による 立 入 検 査 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;">押 出 ス タ ン プ</div> <div style="text-align: center;">職名及び氏名</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日交付</div> <div style="text-align: center;">発行者 印</div> </div> </div> <p style="text-align: center;">裏</p>	<p style="text-align: center;">様式</p> <p style="text-align: center;">表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項の規定による 立 入 検 査 証</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">写 真</div> <div style="text-align: center;">押 出 ス タ ン プ</div> <div style="text-align: center;">職名及び氏名</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日交付</div> <div style="text-align: center;">発行者 印</div> </div> </div> <p style="text-align: center;">裏</p>
<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第87条 3 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>[項を削る。]</p> <p>10・11 [略]</p> <p>12 第1項から第10項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">エネルギーの使用の合理化等に関する法律抜すい</p> <p>第78条 (略)</p> <p>第87条 3 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 <u>所管行政庁は、第5章第1節第1款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第一種特定建築主等若しくは第二種特定建築主若しくは第75条第5項若しくは第75条の2第3項の規定による報告をすべき者に対し、特定建築物の設計及び施工若しくは維持保全に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>11 <u>国土交通大臣は、第5章第1節第2款の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、住宅事業建築主に対し、その新築する特定住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する特定住宅若しくは特定住宅の工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する特定住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>12 <u>国土交通大臣は、第5章第2節及び第3節の規定の施行に必要な限度において、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関に対し、その業務若しくは経理の状況に関し報告させ、又はその職員に、登録建築物調査機関若しくは登録講習機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</u></p> <p>13・14 [同左]</p> <p>15 第1項から第13項までの規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものとして解釈してはならない。</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 [略]</p>	<p>2.3 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>（第二種特定建築物に係る届出）</p> <p>第二条 法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、当該特定建築物に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日まで）に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築物をしようとする場合において、当該特定建築物に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請若しくは同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日まで）に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>改正後</p> <p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築物をしようとする場合において、当該特定建築物に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請若しくは同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日まで）に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>第92条 [略]</p> <p>第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第十五条第一項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第10項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>2 [同上]</p>	<p>2.3 [同上]</p> <p>一・二 [同上]</p> <p>（第二種特定建築物に係る届出）</p> <p>第二条 法第七十五条の二第一項前段の規定により届出をしようとする第二種特定建築主は、同項に規定する行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、当該特定建築物に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日まで）に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一項各号に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>改正前</p> <p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>改正後</p> <p>（第一種特定建築物に係る届出）</p> <p>第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築物をしようとする場合において、当該特定建築物に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前までに建築基準法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請若しくは同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日の前日まで）に、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ次に掲げる書類及び図面を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>第92条 [同左]</p> <p>第96条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第十五条第一項（第19条の2第1項において準用する場合を含む。）、第56条第1項（第69条及び第71条第6項において準用する場合を含む。）、第63条第1項、第75条第5項、第75条の2第3項若しくは第87条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第5項から第13項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令の廃止)
 第六条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令は、廃止する。
 (エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令の廃止)
 第七条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく登録建築物調査機関等に関する省令(平成二十一年国土交通省令第五号)は、廃止する。
 (都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正)
 第八条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに順次対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(磁気ディスクによる手続)

第八条の二 別記様式第一又は別記様式第三による申請書並びにその添付図書のうち市町村長が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、市町村長が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。第四十六条の三において同じ。)であつて、市町村長が定めるものによることができる。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合の正本に添える図書にあつては、当該図書の設計者の記名及び押印があるものに限る。)を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2・3 [略]

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第四十六条の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築に係る建築基準法第七条第五項、同法第七条の二第五項又は同法第十八条第十八項の規定による検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が第四十四条の軽微な変更^{〔条を加える。〕}に該当していることを証する書面の交付を所管行政庁に求めることができる。

(磁気ディスクによる手続)

第四十六条の三 別記様式第五又は別記様式第七による申請書並びにその添付図書のうち所管行政庁が認める図書及び書類については、当該図書及び書類に代えて、所管行政庁が定める方法により当該図書及び書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスクであつて、所管行政庁が定めるものによることができる。

〔条を加える。〕

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請)

第四十一条 法第五十三条第一項の規定により低炭素建築物新築等計画の認定の申請をしようとする者は、別記様式第五による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書その他所管行政庁が必要と認める図書^{〔条を加える。〕}を添えて、これらを所管行政庁に提出しなければならない。ただし、当該低炭素建築物新築等計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸については、同表の(ろ)項に掲げる図書に代えて同表の(は)項に掲げる図書を提出しなければならない。

2・3 [略]

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

様式第五 (第四十一条関係)(日本工業規格A列4番)
(第一面)
低炭素建築物新築等計画認定申請書
[略]
(第二面)

[建築主等に関する事項]

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

様式第五 (第四十一条関係)(日本工業規格A列4番)
(第一面)
低炭素建築物新築等計画認定申請書
[同左]

[新設]

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】
【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】() 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】
【ト. 作成した設計図書】
【4. 確認の申請】
<input type="checkbox"/> 申請済 ()
<input type="checkbox"/> 未申請 ()
【5. 備考】

(注意)

- この面は、低炭素建築物新築等計画に係る建築物の新築等が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の建築物のエネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない場合にのみ、記載してください。
- 建築主が2者以上の場合は、【1. 建築主】の欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主について記入して添えてください。
- 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「二」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「二」は団体の所在地を記入してください。
- 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて提出をする場合に記入してください。
- 【2. 代理者】及び【3. 設計者】の欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 【3. 設計者】の欄は、代表となる設計者及び申請に係る低炭素建築物新築等計画に係る他のすべての設計者について記入してください。

7. 【4. 確認の申請】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした市町村名若しくは都道府県名又は指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出てください。なお、所在地については、〇〇県〇〇市、郡〇〇町、村、程度で結構です。

（第三面）

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

[略]		
【13. 非住宅部分の床面積】	（ 床面積 ）	（開放部分を除いた部分の床面積）
【イ. 新築】	（ m ² ）	（ m ² ）
【ロ. 増築】	全体（ m ² ）	（ m ² ）
	増築部分（ m ² ）	（ m ² ）
【ハ. 改築】	全体（ m ² ）	（ m ² ）
	改築部分（ m ² ）	（ m ² ）
【14. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	[略]	
【15. 確認の特例】	[略]	
【16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】		
【17. 備考】		

（注意）

1. ～ 4. （略）

5. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄は、第三面の【9. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、非住宅部分の床面積を記載して下さい。増築又は改築の場合は、延べ面積を併せて記載して下さい。

6. 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。

（第二面）

低炭素建築物新築等計画

1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項

[建築物に関する事項]

[同左]	
【新設】	
【13. 建築物全体のエネルギーの使用の効率性】	[同左]
【14. 確認の特例】	[同左]
【15. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】	
【16. 備考】	

（注意）

1. ～ 4. [略]

【新設】

【新設】

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(第五面) [略] (第六面) [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(第三面) [同左] (第四面) [同左]</p>

<p>第九條 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改正後</p>
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>

<p>(建設部の所掌事務) 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十五 [略] 四十六 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八 [略] (都市・住宅整備課の所掌事務) 第八十四條 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十三 [略] 二十三の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五 [略]</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(建設部の所掌事務) 第七條 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十五 [同上] [号を加える。] 四十六・四十七 [同上] (都市・住宅整備課の所掌事務) 第八十四條 都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 二十三 [同上] 二十三の二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく登録建築物調査機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五 [同上]</p>
---	--

<p>第十條 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)の一部を次のように改正する。 次の表により、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>改正後</p>
<p>改正前</p>	<p>改正後</p>

(事業振興部の所掌事務)
第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 二十 [略]
二十の二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。
二十一 五十一 [略]

(事業振興部の所掌事務)
第二條 事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 二十 [同上]
[号を加える。]
二十一 五十一 [同上]

(都市住宅課の所掌事務)
第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 [略]

二十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。

二十二～二十六 [略]

(都市住宅課の所掌事務)
第三十四条 都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十 [同上]

[号を加える。]

二十一～二十五 [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。